

# 日出町立小中学校 GIGA スクール端末等の売払処分業務仕様書

## 1. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「GIGA スクール端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性が高まっており、端末内には児童・生徒の個人情報に紐づくデータが保存されている可能性もあることから、適切な処分が求められる。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な処分方法（令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

## 2. 受託条件

- ・ 買受人（以下、「乙」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、大分県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、入札時・契約時には認定を受けていることを証明する書類（認定証等）を提出すること。
- ・ GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が3. 業務内容に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績（前年度の処分実績が本件処分台数を上回ることを十分に有していること。なお、入札時・契約時には前年度の処分実績を示す書類（法令に基づき提出している報告書）を提出すること。

## 3. 業務内容

- ・ 日出町（以下、「甲」という。）は GIGA スクール端末の残存価値を踏まえ有償で売払を行う。
- ・ 乙は、甲の義務教育学校で使用していた GIGA スクール端末等を回収し、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）の広域認定制度によるもの。）において認定を受けた乙の再資源化事業計画に従い、回収した GIGA スクール端末等を再使用・再資源化する。

- ・ 乙は、GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、9. 処分方法に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。回収・運搬・データ消去作業の再委託は行わない。

#### 4. 履行期間

売買代金が完納された時に、売却対象品の所有権が移転することとする。契約日の翌日から令和8年10月31日までとする。

#### 5. 引渡し時期

契約日の翌日から令和8年6月30日まで

#### 6. 売払対象品

- ・ GIGA スクール端末 iPad 第6世代 Wi-Fi モデル 32GB 436 台
  - ・ GIGA スクール端末 iPad 第7世代 Wi-Fi モデル 32GB 2,038 台
- ※iPad 本体および付属品（充電器・充電ケーブル・キーボード）  
※甲の責において端末管理・セキュリティ等に関連したアクティベーションロック・MDM・Apple School Manager 等は全て解除済み  
※再使用が困難な故障品・破損品（例：液晶割れ・ボタン不良・カメラ不良・充電不良等）・水没品も含まれているが、回収数量の5%未満を想定する。

#### 7. 予定数量・引渡し場所等

日出町立小中学校7箇所 ※別紙1に記載の内容による。

#### 8. 引渡しの方法

甲および乙は、対象品を引渡す日時・場所・品目・数量等について事前に協議を実施する。乙は内容に基づき、引渡しに必要な車両等を手配する。

#### 9. 処分方法

乙は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により処分を実施すること。

- ・ 「小型家電リサイクル法」を遵守し、乙が関係省庁に提出した認定計画等に準拠した方法で処分（再使用・再資源化）を実施する。
- ・ GIGA スクール端末が情報機器である性質を踏まえ、盗難や情報漏洩等が発生しないように、作業場所全体を監視可能な複数の防犯カメラの設置、作業者の不正防止策（記憶媒体等の持ち込み・持ち出し等を防止する方法、入退室のログ管理・保存、専用制服の着用等）の実施、異常を検知する警備システムの導入等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。
- ・ 処分（再使用・再資源化）にあたっては、文部科学省が公表した「教育情報セキュ

リティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月）」に基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと。故障等により専用ソフトを利用した消去が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊（SSD・eMMC を使用している端末は2mmを目安に粉碎処理すること等）を行う等、当該データの重要性分類に応じた適切な消去方法を用いること。なお、HDD 用のデータ消去方法ではデータが残存している可能性があるため、データ消去方法としては不適切である。

- ・ データ消去作業は ADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた事業者で行うこと。また、データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に甲へ報告すること。
- ・ データ消去完了後は、端末毎の個体番号・消去方法・消去完了日時・作業名等が記載されたデータ消去完了証明書を発行し、甲が端末毎にデータ消去作業の完了を確認できるようにすること。また、データ消去完了証明書に記載された内容を5年間保管し、甲の求めに応じて開示できるように保存しておくこと。
- ・ GIGA スクール端末を再使用する場合は、甲が所有していたことが明らかなシール等は全て削除すること。

## 10. 支払い方法

乙より提出を受けたデータ消去完了証明書をもって履行確認とし、買受金額を令和8年10月31日までに支払うものとする。

## 11. 協議事項

甲の担当職員との連絡を密にして業務に当たること。一連の各対応については、仕様を満たしているか、作業実施前に甲と確認を行うこと。なお、本仕様書に定めのない事項については、甲の担当職員と協議しその指示に従うこと。

## 12. 留意事項

### (1) 損害賠償

買受人の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

### (2) その他

- ・ 乙は、契約時に受託条件に合致していることを証明する書類を提出すること。
- ・ 本業務では、個人情報を含む機器を取り扱う可能性があるため、乙は、業務の従事者に対し個人情報保護に関する研修を十分に行い、引渡した端末に含まれる個人情報の保護に努めること。

- ・ 予定数量は変動する可能性がある。最終台数は甲乙協議の上で最終確定するものとする。
- ・ 乙は本業務が困難となる事由が生じた場合は、業務を一時停止し、直ちに甲へ当該事由の内容及び甲が受ける影響が最小限となる措置を講じる旨を、速やかに書面をもって通知すること。
- ・ 乙の受託作業開始後であっても、仕様を満たせないことが判明した場合、甲は契約を解除する事ができる。その場合の補償等は一切行わない。

# 別紙1

## 回収場所一覧

	名称	住所	引渡し端末予定数量	付属品
1	日出町立豊岡小学校	大分県速見郡日出町豊岡 3354 番地 1	・第6世代…436台 ・第7世代…2,038台	・キーボード ・ACアダプタ
2	日出町立日出小学校	大分県速見郡日出町 2610 番地 1		
3	日出町立藤原小学校	大分県速見郡日出町藤原 5266 番地 1		
4	日出町立川崎小学校	大分県速見郡日出町川崎 1082 番地		
5	日出町立大神小学校	大分県速見郡日出町大神 3139 番地 1		
6	日出町立日出中学校	大分県速見郡日出町 2627 番地		
7	日出町立大神中学校	大分県速見郡日出町大神 3120 番地		

なお、予定数量と回収後の数量が異なる場合は、乙の各拠点で甲乙双方立会いのもとで確認できた実数を正として扱うものとする。